

君高支第2579号
令和4年1月27日

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者
代表者 様

君津市保健福祉部高齢者支援課長

新型コロナウイルスの発生に伴い、休業となった場合の
月額報酬の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の高齢者福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの発生に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業において通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業者が休業を行った場合、月額報酬となっているサービス費について、市町村の判断で、休業期間分を日割りすることは可能とされています。

つきましては、君津市での取扱いを下記のとおりとします。

記

新型コロナウイルスの発生に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業において通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業者が休業を行った場合の報酬算定については、月の総日数から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分の日割り請求とすることとします。

また、一部の利用者に対して、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の理由により、利用自粛を依頼した場合についても、当該利用者については、同様に日割り請求とします。

なお、休業日に利用の計画が無かった場合や利用者の承諾を得たうえで振替日にサービスを利用した場合など、休業の影響を受けず、適切にサービスを提供されたと認められる場合については、日割り請求を行う必要はありません。

<問い合わせ先>

君津市保健福祉部高齢者支援課

介護事業者支援係

TEL：0439-56-1736

FAX：0439-56-1220

E-mail：kourei@city.kimitsu.lg.jp